

第三十回 参議院商工委員会会議録 第八号

昭和三十三年十一月四日(火曜日)午後
一時三十七分開会

委員の異動

十一月一日委員後藤義隆君、斎藤昇君及び江藤智君辞任につき、その補欠として大谷賛雄君、西田隆男君及び小澤久太郎君を議長において指名した。本日委員大谷賛雄君及び天田勝正君辞任につき、その補欠として三浦義男君及び阿具根登君を議長において指名し出席者は左の通り。

委員長
理事

田畠 金光君

上原 正吉君

古池 信三君

小西 英雄君

阿部 竹松君

大竹平八郎君

高橋進太郎君

堀本 宜實君

三浦 義男君

阿具根 登君

海野 三朗君

島 相馬君

相馬 助治君

加藤 繁夫君

高崎達之助君

政府委員
通商産業大臣
通商産業省
錦山局長
福井 政男君

○委員長(田畠金光君) これより商工委員会を開会いたします。委員の異動について報告いたします。(石炭に關する件)

通商産業省鉱山保安局長 小岩井康朗君
事務局側 常任委員 会専門員 小田橋貞壽君
説明員 通商産業省 石炭局長 樋詰 誠明君

本日の会議に付した案件

○鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○経済の自立と發展に關する調査の件

げの意味で、大臣に一、二点お聞きをいたします。

御承知の通り現在の石炭の不況状況

は貯炭がすでに一千萬トンをこえてい
るというようなことで、これは顯著な
事実であります。しかも本年に入つて
六十万余の山が閉鎖をして、それから
整理人員も一万余にもなつてゐる。

さらに賃金が支払いのおくれでいるも
のも、これまで一億万円を突破して
いるといふようなことで、その不況の
状況といふものは大体わかるのであり
ますが、しかし一部におきまして、こ
ういう議論もあるわけであります。石
炭の不況は何もあえて今日だけではな
い、最近の例をとつてみましても、二
十九年の不況時においては整理人員が
四十万五千にも達した。また賃金支払い
の停止をされたものが七億円を突破し
た。こういう事実を見ると、必ずしも
そう深刻ではない、こういうことが一
部に言われておるのであります。これ
に対する一つ、大臣の御見解を知り
たいと思うのであります。

○國務大臣(高崎達之助君) 整理人員

がどうとか、賃金の支払いがどうとか
いうことであります。これは量の
問題よりも實際からいふと、そういう
ものがたくさん出るということは何と
しても防がなければならぬ、こうい
うわけであります。ただこの二十九年
に比較いたしまして、日本の經濟全体
が相當に底力がついておるということ
は事実であります。従いまして、貯炭
をした場合にも、これを消費者にある

程度お願いする、あるいは金融をつけ
ます場合にも相当金融の力もある、そ
ういうことがありますから、貯炭の量
はふえておりますけれども、これを不
況の結果、從業員に負わすということ

はどうしても避けなければならぬ、こ
ういうふうな意味からいたしまして、
炭鉱といふものは、困つておるけれど
も今日從業員を整理してはいけな
い、こういうことをやり、また中小炭
鉱が非常な不況になつておるというこ
とは事実であります。これに対しま
しては、悪い炭鉱をかえるというよう
な方針をとるとかいうことにいたしま
して、それを順次減していく方向で進
みたい、こう存じておちます。經濟企
画庁に応じて、そして從業員に対
する犠牲をなるべく少くするように
持つて行きたい、こういう方針をとっ
ております。

○大竹平八郎君 経済企画庁あたり
が、本年の下期から大体工業生産が
七%ぐらい伸びる、それからさらに季
節向きの煙房用の炭が非常に需要が
多くなつていくといふような点と、そ
れから出炭の操短、これは大きいとこ
ろは一五%, 大手はやつておるのであ
りますが、そういう意味において、大
体来年度の当初の貯炭が七百万トンぐ
らいになるというような經濟企画庁の
見通しなんであります。これに対す
る大臣の見通しはいかがであります
か。

○大竹平八郎君 それから通産省の見
方といたしましては、現在行なつてお
ります生産調整をこのまま厳格にや
り、また業者がそれを守つて生き、さ
らに一番問題の労働争議が多く発生を
しなければ、来年の上半期あたりから、
漸次なべ底から立ち上がる状況になる
と、いうようなことを言つておるので
あります。この点について、大臣の
お考えはいかがでございましょうか。

○國務大臣(高崎達之助君) 私は石炭

今より三百万トンばかり減りまして、
七百万トン程度に持つて行きたいと
思つております。

○大竹平八郎君 いま一点お尋ねいた
したいのですが、大体この正常
な貯炭といふものは、これは大臣でな
くても、石炭局長でもけつこうであり
ます。正常な貯炭といふものは、こ
れはいろいろ時期的——時期的、といふ
のは是れ、不景氣の関係がありまし
うが、大体標準としてどのくらいを當
局としては見ておるのでしようか。

○大竹平八郎君 両案の問題に關連を
いたしまして、私自身にとつては仕上
をした場合にも、これを消費者にある

な貯炭をした次第であります。当年
はこれに対する調整を加えるため、輸
入する原料につきまして、相当力の強
い道を講ずべきだとと思ひます。そ
ういう意味におきまして、石炭はある程
度、かりに不況が続くとしても、これ
を本年も實施して予定の計画通りに近
い数字を持っていきたい、こう存じて
おります。

○國務大臣(高崎達之助君) 私は石炭

の長期計画がある以上は、これに沿つ
て進んでいくべきだと、こう考えてお
りますから、従いまして、今年も異常

の、石炭の消費が減退した結果、非常

な意味で、大臣に一、二点お聞きを
いたします。

御承知の通り現在の石炭の不況状況

は貯炭がすでに一千萬トンをこえてい
るというようなことで、これは顯著な
事実であります。しかも本年に入つて
六十万余の山が閉鎖をして、それから
整理人員も一万余にもなつてゐる。

さらに賃金が支払いのおくれでいるも
のも、これまで一億万円を突破して
いるといふようなことで、その不況の
状況といふものは大体わかるのであり
ますが、しかし一部におきまして、こ
ういう議論もあるわけであります。石
炭の不況は何もあえて今日だけではな
い、最近の例をとつてみましても、二
十九年の不況時においては整理人員が
四十万五千にも達した。また賃金支払い
の停止をされたものが七億円を突破し
た。こういう事実を見ると、必ずしも
そう深刻ではない、こういうことが一
部に言われておるのであります。これ
に対する一つ、大臣の御見解を知り
たいと思うのであります。

○國務大臣(高崎達之助君) 整理人員

がどうとか、賃金の支払いがどうとか
いうことであります。これは量の
問題よりも實際からいふと、そういう
ものがたくさん出るということは何と
しても防がなければならぬ、こうい
うわけであります。ただこの二十九年
に比較いたしまして、日本の經濟全体
が相當に底力がついておるということ
は事実であります。従いまして、貯炭
をした場合にも、これを消費者にある

度、かりに不況が続くとしても、これ
を本年も實施して予定の計画通りに近
い数字を持っていきたい、こう存じて
おります。

○國務大臣(高崎達之助君) 私は石炭

の長期計画がある以上は、これに沿つ
て進んでいくべきだと、こう考えてお
りますから、従いまして、今年も異常

の、石炭の消費が減退した結果、非常

な意味で、大臣に一、二点お聞きを
いたします。

御承知の通り現在の石炭の不況状況

は貯炭がすでに一千萬トンをこえてい
るというようなことで、これは顯著な
事実であります。しかも本年に入つて
六十万余の山が閉鎖をして、それから
整理人員も一万余にもなつてゐる。

さらに賃金が支払いのおくれでいるも
のも、これまで一億万円を突破して
いるといふようなことで、その不況の
状況といふものは大体わかるのであり
ますが、しかし一部におきまして、こ
ういう議論もあるわけであります。石
炭の不況は何もあえて今日だけではな
い、最近の例をとつてみましても、二
十九年の不況時においては整理人員が
四十万五千にも達した。また賃金支払い
の停止をされたものが七億円を突破し
た。こういう事実を見ると、必ずしも
そう深刻ではない、こういうことが一
部に言われておるのであります。これ
に対する一つ、大臣の御見解を知り
たいと思うのであります。

○國務大臣(高崎達之助君) 整理人員

がどうとか、賃金の支払いがどうとか
いうことであります。これは量の
問題よりも實際からいふと、そういう
ものがたくさん出るということは何と
しても防がなければならぬ、こうい
うわけであります。ただこの二十九年
に比較いたしまして、日本の經濟全体
が相當に底力がついておるということ
は事実であります。従いまして、貯炭
をした場合にも、これを消費者にある

度、かりに不況が続くとしても、これ
を本年も實施して予定の計画通りに近
い数字を持っていきたい、こう存じて
おります。

○國務大臣(高崎達之助君) 私は石炭

の長期計画がある以上は、これに沿つ
て進んでいくべきだと、こう考えてお
りますから、従いまして、今年も異常

の、石炭の消費が減退した結果、非常

な意味で、大臣に一、二点お聞きを
いたします。

御承知の通り現在の石炭の不況状況

は貯炭がすでに一千萬トンをこえてい
るというようなことで、これは顯著な
事実であります。しかも本年に入つて
六十万余の山が閉鎖をして、それから
整理人員も一万余にもなつてゐる。

さらに賃金が支払いのおくれでいるも
のも、これまで一億万円を突破して
いるといふようなことで、その不況の
状況といふものは大体わかるのであり
ますが、しかし一部におきまして、こ
ういう議論もあるわけであります。石
炭の不況は何もあえて今日だけではな
い、最近の例をとつてみましても、二
十九年の不況時においては整理人員が
四十万五千にも達した。また賃金支払い
の停止をされたものが七億円を突破し
た。こういう事実を見ると、必ずしも
そう深刻ではない、こういうことが一
部に言われておるのであります。これ
に対する一つ、大臣の御見解を知り
たいと思うのであります。

○國務大臣(高崎達之助君) 整理人員

がどうとか、賃金の支払いがどうとか
いうことであります。これは量の
問題よりも實際からいふと、そういう
ものがたくさん出るということは何と
しても防がなければならぬ、こうい
うわけであります。ただこの二十九年
に比較いたしまして、日本の經濟全体
が相當に底力がついておるということ
は事実であります。従いまして、貯炭
をした場合にも、これを消費者にある

度、かりに不況が続くとしても、これ
を本年も實施して予定の計画通りに近
い数字を持っていきたい、こう存じて
おります。

○國務大臣(高崎達之助君) 私は石炭

の長期計画がある以上は、これに沿つ
て進んでいくべきだと、こう考えてお
りますから、従いまして、今年も異常

の、石炭の消費が減退した結果、非常

な意味で、大臣に一、二点お聞きを
いたします。

御承知の通り現在の石炭の不況状況

は貯炭がすでに一千萬トンをこえてい
るというようなことで、これは顯著な
事実であります。しかも本年に入つて
六十万余の山が閉鎖をして、それから
整理人員も一万余にもなつてゐる。

さらに賃金が支払いのおくれでいるも
のも、これまで一億万円を突破して
いるといふようなことで、その不況の
状況といふものは大体わかるのであり
ますが、しかし一部におきまして、こ
ういう議論もあるわけであります。石
炭の不況は何もあえて今日だけではな
い、最近の例をとつてみましても、二
十九年の不況時においては整理人員が
四十万五千にも達した。また賃金支払い
の停止をされたものが七億円を突破し
た。こういう事実を見ると、必ずしも
そう深刻ではない、こういうことが一
部に言われておるのであります。これ
に対する一つ、大臣の御見解を知り
たいと思うのであります。

○國務大臣(高崎達之助君) 整理人員

がどうとか、賃金の支払いがどうとか
いうことであります。これは量の
問題よりも實際からいふと、そういう
ものがたくさん出るということは何と
しても防がなければならぬ、こうい
うわけであります。ただこの二十九年
に比較いたしまして、日本の經濟全体
が相當に底力がついておるということ
は事実であります。従いまして、貯炭
をした場合にも、これを消費者にある

度、かりに不況が続くとしても、これ
を本年も實施して予定の計画通りに近
い数字を持っていきたい、こう存じて
おります。

○國務大臣(高崎達之助君) 私は石炭

の長期計画がある以上は、これに沿つ
て進んでいくべきだと、こう考えてお
りますから、従いまして、今年も異常

の、石炭の消費が減退した結果、非常

な意味で、大臣に一、二点お聞きを
いたします。

御承知の通り現在の石炭の不況状況

は貯炭がすでに一千萬トンをこえてい
るというようなことで、これは顯著な
事実であります。しかも本年に入つて
六十万余の山が閉鎖をして、それから
整理人員も一万余にもなつてゐる。

さらに賃金が支払いのおくれでいるも
のも、これまで一億万円を突破して
いるといふようなことで、その不況の
状況といふものは大体わかるのであり
ますが、しかし一部におきまして、こ
ういう議論もあるわけであります。石
炭の不況は何もあえて今日だけではな
い、最近の例をとつてみましても、二
十九年の不況時においては整理人員が
四十万五千にも達した。また賃金支払い
の停止をされたものが七億円を突破し
た。こういう事実を見ると、必ずしも
そう深刻ではない、こういうことが一
部に言われておるのであります。これ
に対する一つ、大臣の御見解を知り
たいと思うのであります。

○國務大臣(高崎達之助君) 整理人員

がどうとか、賃金の支払いがどうとか
いうことであります。これは量の
問題よりも實際からいふと、そういう
ものがたくさん出るということは何と
しても防がなければならぬ、こうい
うわけであります。ただこの二十九年
に比較いたしまして、日本の經濟全体
が相當に底力がついておるということ
は事実であります。従いまして、貯炭
をした場合にも、これを消費者にある

度、かりに不況が続くとしても、これ
を本年も實施して予定の計画通りに近
い数字を持っていきたい、こう存じて
おります。

○國務大臣(高崎達之助君) 私は石炭

の長期計画がある以上は、これに沿つ
て進んでいくべきだと、こう考えてお
りますから、従いまして、今年も異常

の、石炭の消費が減退した結果、非常

な意味で、大臣に一、二点お聞きを
いたします。

御承知の通り現在の石炭の不況状況

は貯炭がすでに一千萬トンをこえてい
るというようなことで、これは顯著な
事実であります。しかも本年に入つて
六十万余の山が閉鎖をして、それから
整理人員も一万余にもなつてゐる。

さらに賃金が支払いのおくれでいるも
のも、これまで一億万円を突破して
いるといふようなことで、その不況の
状況といふものは大体わかるのであり
ますが、しかし一部におきまして、こ
ういう議論もあるわけであります。石
炭の不況は何もあえて今日だけではな
い、最近の例をとつてみましても、二
十九年の不況時においては整理人員が
四十万五千にも達した。また賃金支払い
の停止をされたものが七億円を突破し
た。こういう事実を見ると、必ずしも
そう深刻ではない、こういうことが一
部に言われておるのであります。これ
に対する一つ、大臣の御見解を知り
たいと思うのであります。

○國務大臣(高崎達之助君) 整理人員

がどうとか、賃金の支払いがどうとか
いうことであります。これは量の
問題よりも實際からいふと、そういう
ものがたくさん出るということは何と
しても防がなければならぬ、こうい
うわけであります。ただこの二十九年
に比較いたしまして、日本の經濟全体
が相當に底力がついておるということ
は事実であります。従いまして、貯炭
をした場合にも、これを消費者にある

度、かりに不況が続くとしても、これ
を本年も實施して予定の計画通りに近
い数字を持っていきたい、こう存じて
おります。

○國務大臣(高崎達之助君) 私は石炭

の長期計画がある以上は、これに沿つ
て進んでいくべきだと、こう考えてお
りますから、従いまして、今年も異常

の、石炭の消費が減退した結果、非常

な意味で、大臣に一、二点お聞きを
いたします。

御承知の通り現在の石炭の不況状況

は貯炭がすでに一千萬トンをこえてい
るというようなことで、これは顯著な
事実であります。しかも本年に入つて
六十万余の山が閉鎖をして、それから
整理人員も一万余にもなつてゐる。

さらに賃金が支払いのおくれでいるも
のも、これまで一億万円を突破して
いるといふようなことで、その不況の
状況といふものは大体わかるのであり
ますが、しかし一部におきまして、こ
ういう議論もあるわけであります。石
炭の不況は何もあえて今日だけではな
い、最近の例をとつてみましても、二
十九年の不況時においては整理人員が
四十万五千にも達した。また賃金支払い
の停止をされたものが七億円を突破し
た。こういう事実を見ると、必ずしも
そう深刻ではない、こういうことが一
部に言われておるのであります。これ
に対する一つ、大臣の御見解を知り
たいと思うのであります。

○國務大臣(高崎達之助君) 整理人員

がどうとか、賃金の支払いがどうとか
いうことであります。これは量の
問題よりも實際からいふと、そういう
ものがたくさん出るということは何と
しても防がなければならぬ、こうい
うわけであります。ただこの二十九年
に比較いたしまして、日本の經濟全体
が相當に底力がついておるということ
は事実であります。従いまして、貯炭
をした場合にも、これを消費者にある

度、かりに不況が続くとしても、これ
を本年も實施して予定の計画通りに近
い数字を持っていきたい、こう存じて
おります。

○國務大臣(高崎達之助君) 私は石炭

の長期計画がある以上は、これに沿つ
て進んでいくべきだと、こう考えてお
りますから、従いまして、今年も異常

の、石炭の消費が減退した結果、非常

な意味で、大臣に一、二点お聞きを
いたします。

御承知の通り現在の石炭の不況状況

は貯炭がすでに一千萬トンをこえてい
るというようなことで、これは顯著な
事実であります。しかも本年に入つて
六十万余の山が閉鎖をして、それから
整理人員も一万余にもなつてゐる。

さらに賃金が支払いのおくれでいるも
のも、これまで一億万円を突破して
いるといふようなことで、その不況の
状況といふものは大体わかるのであり
ますが、しかし一部におきまして、こ
ういう議論もあるわけであります。石
炭の不況は何もあえて今日だけではな
い、最近の例をとつてみましても、二
十九年の不況時においては整理人員が
四十万五千にも達した。また賃金支払い
の停止をされたものが七億円を突破し
た。こういう事実を見ると、必ずしも
そう深刻ではない、こういうことが一
部に言われておるのであります。これ
に対する一つ、大臣の御見解を知り
たいと思うのであります。

○國務大臣(高崎達之助君) 整理人員

がどうとか、賃金の支払いがどうとか
いうことであります。これは量の
問題よりも實際からいふと、そういう
ものがたくさん出るということは何と
しても防がなければならぬ、こうい
うわけであります。ただこの二十九年
に比較いたしまして、日本の經濟全体
が相當に底力がついておるということ
は事実であります。従いまして、貯炭
をした場合にも、これを消費者にある

度、かりに不況が続くとしても、これ
を本年も實施して予定の計画通りに近
い数字を持っていきたい、こう存じて
おります。

○國務大臣(高崎達之助君) 私は石炭

の長期計画がある以上は、これに沿つ
て進んでいくべきだと、こう考えてお
りますから、従いまして、今年も異常

の、石炭の消費が減退した結果、非常

な意味で、大臣に一、二点お聞きを
いたします。

御承知の通り現在の石炭の不況状況

は貯炭がすでに一千萬トンをこえてい
るというようなことで、これは顯著な
事実であります。しかも本年に入つて
六十万余の山が閉鎖をして、それから
整理人員も一万余にもなつてゐる。

さらに賃金が支払いのおくれでいるも
のも、これまで一億万円を突破して
いるといふようなことで、その不況の
状況といふものは大体わかるのであり
ますが、しかし一部におきまして、こ
ういう議論もあるわけであります。石
炭の不況は何もあえて今日だけではな
い、最近の例をとつてみましても、二
十九年の不況時においては整理人員が
四十万五千にも達した。また賃金支払い
の停止をされたものが七億円を突破し
た。こういう事実を見ると、必ずしも
そう深刻ではない、こういうことが一
部に言われておるのであります。これ
に対する一つ、大臣の御見解を知り
たいと思うのであります。

○國務大臣(高崎達之助君) 整理人員

がどうとか、賃金の支払いがどうとか
いうことであります。これは量の
問題よりも實際からいふと、そういう
ものがたくさん出るということは何と
しても防がなければならぬ、こうい
うわけであります。ただこの二十九年
に比較いたしまして、日本の經濟全体
が相當に底力がついておるということ
は事実であります。従いまして、貯炭
をした場合にも、これを消費者にある

度、かりに不況が続くとしても、これ
を本年も實施して予定の計画通りに近
い数字を持っていきたい、こう存じて
おります。

○國務大臣(高崎達之助君) 私は石炭

の長期計画がある以上は、これに沿つ<br

○國務大臣(高崎達之助君) 大体三月
末に、六百五十万トン程度が正常だと
いうふうに数字を考えております。
○大竹平八郎君 その今の正常貯炭の
三月末というのは来年の三月ですね。
○國務大臣(高崎達之助君) そうで

○林馬財治君 議題になつてゐる法律の鉱山保安法の一部を改正する法律案について、衆議院が保安法の根本的再検討を行なうようにといふ付帯決議を付けて、この法案が成立しておりますが、ここで大臣にお尋ねしたいことは、近い将来において、根本的再検討は、近い将来において、根本的再検討の用意があるかどうか、この点承わりたいと思うのです。本来ならば、具体的に衆議院がさしてはいるのは、監督員の制度を、現在の保安管理者をきめる場合に、従業員の意思が反映していないといふところから、制度上従業員の意思が十分反映せしめるようにせよといふことを内容としているよう伺うので、局長に具体的なことを念を押して、その局長のおつしやつてある通り、大臣としては、この問題を通産行政の最高責任者として将来根本的再検討をする意思があるとかないとかといふ答弁を求めるのが順序なんですが、大臣の出席の時間がきわめて限られてゐるので、ややことが前後しますが、この際、衆議院の付帯決議に対し、どのような答弁をなされ、しかも将来どのようにお考えになつておるか、ことは鉱山夫の人命に関する問題でもありますから、この際、大臣から明快な御所見を承わっておきたいと思います。

が、抜本的にこれはやりたいと思います。実は御承知のこの法案は、明治の三十八年に制定されまして以来、多少は変更いたしておりますが、根本的には鉱業法が制定されましたときには、日本の鉱業ができるだけ早く開発せなければならぬというので、先願をもつて許可するというふうな方針をとつたわけですが、今日の情勢から見まして、果してそれでいいかどうか、出願者の資格といふものもよほど考慮しなければならないというふうな点と、もう一つは、鉱業権といふものは、これは國家が持つているものでありますし、これをある特定の人がある時期に大きな網を張つてしまつた、それがためにあくらをかいて捨てて置かれたということは、はなはだ国家としては迷惑があることになりますから、そういう点につきましても考え方なければならない。さうに近いところ問題になつております工業と鉱業——インダストリアルとマイニング——この間の接触がだんだんひどくなつて参りましたとして、鉱業の災害といふうな面から考えまして、その間にどういうふうな調整をしなければならないかということが緊急の問題になつて参りましたから、あれやこれやの点を考えまして、現在の鉱業法を抜本的に検討しようとして、現に急速に通産省といたしましては、その改正審議会を作りましたて、それを本年度中に発足して審議に入りたいということでありまして、できるだけ早い機会にこの鉱業法を抜本的に改正いたしたいと存する次第であります。

それから第二の鉱山保安法につきましては、實際の保安のやり方が悪い結果、一番の被害をこうむるのは従業員であります。その人が被害をこうむる。従業員の発言がよほど十分保安監督の上に及ぼしていかなければならぬ、こういうことを私は一番痛感する員でござりますが、今日の情勢いたしましては、御承知の、石炭鉄業で一千人以上使つておりますところには保安監督員を置くということになつておりますが、これは一千人以下でも何でも、この石炭鉄業には別に保安委員会といふものを置きました、それには半分の数が従業員、半分が經營者といふことで、保安委員会におきましては従業員が半数の発言権を持つておる、こういうことになつておりますが、先般來問題となつておりますことは、保安監督員の中に従業員から入れると、こういう意見があつたのであります、これはまだ今日の状態とすれば少し早いのではないかどううか。それよりも保安委員会を十分活用することと、今日まで中央及び地方にありました保安協議会、これが十分活用されていなかつたような気がいたすものでありますから、これを十分活用していくばよからうと、こういうふうな考え方で進みたいと思つております。

答弁でございましめたが、本質的にはやはりそうすべきであるということなんをお考へで、時期的に早いのだというふうな印象を受けた。もつともそうあるべきだと思うのです。私たちには時間が早いとは考えておりませんが、本質的にはそうすべきであるが、時間が早いのだというふうな印象を受けていた方がよろしいと思うのですが、本質的にはそうすべきであるというふうな御答弁であるといふふうに了解してよろしくおきたいと思います。

な保安の問題が起りますれば、それはあらためて考える必要がありますが、現在のところはこの鉱業権者に全体の責任を持たしております關係上、その自発的行動によつてわれわれは監督していきたい、こう存じておるわけあります。

○島満君 先ほどの大竹委員の質問に関連してですが、直接の法案審議とは少し関係が薄いかと思いますけれども、貯炭などの問題と関連をするわけですが、通産省は一時、かままで石炭がまを重油がまに改造させて重油の獎勵をされたんですね。それで石炭が計画をオーバーするような増産になりますし、それからまたあわせて石炭を利用するようにということを、まあ通達されたかどうかは知りませんが、そこでエネルギー対策がちよつと混乱状態なんですね。それさらにそいつたような混乱状態に乗じて、石油を扱うする業者の方からは、やはり重油の方に移向すべきである。重油をもつと活用すべきであるという意見もあるわけなんですね。ところが先日の相馬委員のたしか御質問だと思いますが、その御質問に対して、石炭を使わせるのだ、こういうような御答弁のようでしたら、その石炭を使わせるのだといふような御方針の具体的な裏づけといつしましては、たとえかまを石炭がまに変えさせるとかあるいはまた重油の中に粉炭を燃させるというが、具体的にはどうやつて業界を指導していくおつもりでござりますか。

います。電力が余ったときにはなるべく電力を使え、電力が足りなくなると今度は石炭にしろ、石炭が足りなくなるとまた油にしろ、こういうふうなことがあります。これはどうも本質的によくないといふので、エネルギーの長期対策を講じました結果、どうしてもさしあたり日本といたしますれば石炭というものがあって、それは必ずしも外貨じゃないでありますから、このものについて急によけいふやすことも減らすこともできないから、長期の採炭計画を立てる。そうしてエネルギー対策を講じていく、これに対しても少し急速にたくさんエネルギーを要した場合には、そのときには油をもつて加減する、また予定以上に石炭の消費が減退した場合、油の輸入をとめるとかいりふうなことで調節しようじゃないか、そういうことはつまりいわゆる炭主油従というふうな名前で呼ばれたのではあります、必ずしも炭主油従といふわけでもございませんけれども、日本での石炭という名の鉱業がある一定の基準で逐次ふやしていくじゃないか、それに合うよう油を加減する、こういうのが現在政府がとつておる方針でございますが、具体的にどうするかと、こういえど、今のところそのまま野放しにいたしますと、御承知の、現在の油は運賃が非常に安くなった結果でもございましょうが、予想外に安くなっている。安い間は、業者いたしますれば、できるだけ油を使いたいという考え方には傾くことは当然だと思つております、今日もう石炭をやめて油にするといふような議論も相当多いようではあります、しかし、こ

これは一時的の現象である。従いまして同じ大量消費いたしますところの電気の発電所にいたしましても、油とそなへてから石炭と併用するということにいしまして、そのうち何%を石炭に使ふる、何%を油に使ふるかというように併用の式を今とつておるわけであります。小さな製造業者につきましては、そういう併用の困難な点もあるかと思ふますが、そういうところでは、まだできるだけ政府の方におきましては、石炭の生産地に近いところにおいては、できるだけ石炭を使ふといふようなことを考え、指導していく方針でございます。

ておるのですが、それは私の理解に間違いがあるかないか、私はないと確信いたしておりますが、そういうようないたしておられます。そこで、省令が何かを改正して、そういう許可条項を、もつと石炭局あたりの意図が十分反映するように制限をするか、ないしは地方の通産局長からそういう許可権を取り上げてしまふか、方策を講じなければなるまいと思ひますが、これに対しても大臣どのようになりますが、これに対して大臣どのようにお考えでござりますか。

○政府委員(福井政男君) この通達につきましては、法律の制定されましたが、運用方針が通達されておりますが、運用の現実問題につきましては、担当官の会議なり、あるいは通産局長会議をやりますたびに十分の意思の疎通をはかつておる次第でございます。

○委員長(田畠金光君) ちょっと申し上げますが、大臣の時間に制限がござりますので、できるだけ一つこの法律案に関連して大臣に質問を願いたいと存ります。

○島清君 私は質問を申し上げる前に、委員長にそういうことを申し上げようと思つておりましたか、それでは一点だけ。

エネルギー対策が非常に混乱しておつたということはその通りでございますが、これはなるべく石炭を使わせるようにするのだ。ところが業者はあまり石炭を使いたがらない。余る。そうすると、阿部さんみたいに、一千円も安く海外に充るのではないか、壳つているのじやないかといふ。当然に質問が出てくるわけですが、そうするところ、かりにあなたの行政的な指導力によりまして、業界が石炭を十分に使つたといいたします。私は石炭を使うこと非常に希望する者の一人ではござりますが、そりいたしますと、と製の生産コストが高くなる。そろしますと、貿易振興の上に影響してくるわけです。日本の商品は、大体世界的にコスト高だと、こういわれておりますので、そりいたしますと、直ちに貿易振

う。お互の生命をお互いが守るためには、そういうこともありますが、ただいま聞いておりますは、保安監督員について時期尚早だ、こういうことを言われたと私は思うのです。そういたしますと、大臣は、実際數十人の人が坑内で生き埋めになつて死んでいます。そういうときには、肌で感じたあなたの言葉と、時間がたつた今日の言葉とは百八十度転換している。こういうような考え方を持つわけであります。どういうわけで保安監督員一名以上のところに、たとえば二名のところに、労使双方から一名出すというのが時期尚早であるか、その点を一つ御説明願いたいと思います。

○國務大臣(高崎達之助君) 今非常にわれわれが急速に解決しなければならない問題と考えておりますことは、中小炭鉱が保安の問題についていつもいろいろな問題を起しているのでござります。中小炭鉱につきましては、これは政府といたしましては、保安監督員を置けということは言つておりませんが、保安委員会を開け、こういうことを言つております。保安委員会は従業員の生産に対する発言力を従業員が十分持つことができる、こういうふうに思つておるわけでございます。保安監督官を置いております炭鉱は千人以上使つてゐる。これは現在のところ、中小炭鉱ほど差し迫つて保安の問題については大きな問題が起つてない。しかも、この保安監督員の中に従業員を入れるか入れぬかということは、これは個々の

きものであつて、鉱業権者がきめるべき責任を持つてゐる。鉱業権者に政府としては十分の責任を持たしてゐるから、従いまして、幸いにして大炭鉱の方には今差し迫つて大きな問題も起つてない、こういうような気もいたしましますから、ここで政府が命令をしてまでこの保安監督員の中に従業員を入れるということまではやる必要はない、こう思つておるわけあります。ただし、鉱業権者が自発的に保安監督員の中に従業員から入れるということになりますれば、これは政府は拒否しない。

見てみますと、この次には抜本的に保安法を変えるということを言っておられるようですが、それは私はそれに譲つていいと思うんです。しかし、この保安監督員なるものの性格を十分一つ考えていただきたい。大臣が言われるのように、保安の責任は会社が持つております。そのために保安管理者というものは会社におけるわけなんです。保安監督の最高責任者、これはちゃんとおるわけです。そして、あなた方が民主的といわれる保安委員会、保安協議会というのは、諸問機関の存在であつて、ほとんど開かれてもおかれない。そういうのが実際で、それを活用しろというなら、それもわかる。しかし、それを労使双方から出しておる、労使双方から出さねばならないと法律できめておる。その法律の精神からいくなれば、こんな保安監督員——しかもこれは一名以上置いていいようになつておる。それに対して労働者側から一名出す。しかも、一つお間違ひのないよう聞いていただきたいのは、何もかもなしに労働者からこれを出すといふんじやない。労働者といふものが国家試験に通つて、そして保安監督の任に十分任じられる人でなければできない、こういうことをはつきり言つておるわけなんです。そうすると、それを何のために時期尚早だと言われるのか。私はこう考える場合に、この二人の保安監督員が一千名以上だつたら相当大きな炭鉱です。これを毎日見て回つて、そしてこれが悪い、そこが悪いといふ進言をするに違いありません。それを会社の最高責任者である保安管理者がこうだあだときめて、いつこそ、完全な法の精神が

○國務大臣(高崎達之助君) 阿貝根さんは実際の事情に私よりよく通じておられますから、御意見はよく承わりますが、私の今感じておりますことは、現在、保安管理者というものに責任を持たしておると。で、保安管理者がいわゆるこれは従業員だ、これは経営者だというふうなことを頭に置いていらっしゃる、この方針で進んでもらうということを私は非常に希望いたします。しながら、今、政府が、それだけの希望は申しますが、必ず保安監督員の中に従業員から何人置けど、経営者から何人出せと、だれそれは何人出せといふことを言うのは、あまりに行き過ぎじゃないかと、現在は私はそう考えておるわけであります。しかし、あなたの御意見は実際の経験者としてよく承わっておきます。

○阿貝根登君 それじゃ大臣にお伺いいたしますが、保安管理者にはだれが命令いたしますか。

○國務大臣(高崎達之助君) 保安管理者は鉱業権者が命令をするわけでもござります。

○阿貝根登君 保安監督員は、

○國務大臣(高崎達之助君) 同じこととでござります。

○阿貝根登君 そうでしょ。それだったら、保安監督員を会社が自分の命令系列下に置く、命令する命令権をも、それが間違いということだったならば、保安監督員はどういう性格を持て、どういう命令権を持つておるか、その点も詳しく御説明願いたい。

の保安監督員しやなければできないと
いうのはおかしいと、労働者でなけれ
ばできないとか、あるいは経営者
がなければできないとか、あるいは経営者
から何名、労働者が何名ということは
行き過ぎたとおっしゃつておるわけで
す。それなり、現在は保安管理者が保安
監督員を任命するようになつておるの
は、これはもつと行き過ぎじゃありま
せんか。労働者を入れちゃできない、
経営者でなければできないということ
を、はつきり色分けしておることにな
ると思うんですがね。

○國務大臣(高崎達之助君) しかし、
鉱業権者がその鉱業を持つておつて、
通産省はそれに全部責任を持たしてお
るわけです、政府は。それがやるので
ありますから、それは自由にやればい
いわけですから、その人がやることに
ついては、われわれは何とも言えない
わけです。

○阿木根登君 それでは保安委員会も
保安協議会もその調子でいけば、鉱業
権者が勝手にそれなり保安委員会でも
何でもやつていい。なぜそれを二つに
お分けになりますか、労働者が半数、
経営者が半数と。鉱業権者が全部の責
任を持つておるならば、保安委員会も
保安協議会も鉱業権者が全部やればい
いでしょう。そのかわり保安に対する
責任を全部持つてもららう。人間を殺し
た場合はどうなるかといふことをはつ
きりやつてもらう。それがこわいから
こそ、労働者から半分、経営者から半分
といふものを任命されておるんじやあ
りませんか。それじや一番の大元の保
安管理者はもちろん会社が握つておい
てよろしい、会社に責任がある。それ

から二またになつてくるならば、二名のところは一名ずつ、十名のところは五名ずつと、これが法の考え方じやないでしようか。私はこの保安管理者といふものは、大臣がおつしやるようには、労働者でなければできぬとか経営者でなければできぬということは書いてないと思うんです。どちらから出してもいいと思うんですよ。局長おいでですから局長一つ答弁願います。

○政府委員(小岩井康朝君) 御承知のように、今の鉱山の保安の責任というものは、経営者に全責任を負わしておられます。従いまして、経営者は法に基きまして保安の機構といふものを作らなければ。これが保安管理者以下副管、係員、それぞれみな代理者を置いておりますが、そういう正規の機構で鉱業権者が全責任を持つて保安の確立をはかるわけありますが、この機構の外にありますて、もう一度重複して、この機構が十分動いておるかどうかと、いう点を見るのが保安監督員でありますて、従つて保安監督員は、保安管理者以下係員まで監督することができます。これはまさしく二重に見ておるわけでありますて、これは千人以上の山は機構が大きいし、なかなか十分に見かねるというより、むしろ少しでも穴があつてはいけぬという保安の万全を期しまして、この二重の体制を行なつております。

そこで、保安監督員は大体鉱業権者の自己規律といいますか、自分でやつまして、もちろん、今、大臣申し上げましたように、私どもの方では組合側から出せとか、経営者側から選任せよ

ということは申しておりません。どちらから出ましても、十分な資格があれば——これは上級の保安技術職員でありますから、十分の資格を持つております。
さえすれば、どちらからでもけつこうあります。従つて、むしろ、そういう点からは労使双方の問題になるんですねはないかというふうにも考へております。私の方といたしましては、別にどちら側から選任をお願いするというような考へは持つておらないわけであります。

ば、なぜそれでは同じような対等な資格を持つておる人がなることができないのか、こういうことになるわけなんですか。ここから解説すれば、私が言うとおりにどちらを任命していいのでしょうか。任命する人が自分の部下を任命して、自分が給料を払うのですよ、それは法の一番するやり方です。そういうことができない、法の精神をそのままで、あなたがおつしやるならば、何よりその会社の課長クラスの人がそのことをしなくとも、あるいは通産省からも行ってもいいでしょう、外部からもので来てもいいでしょう、りっぱなくを、第三者をもつてきてそうしてその保安を認めていく、注意していくといふことにならわかりますよ。ところがこれまで金然会社の機構の中に入つておつて、そして生産第一というところになつてくると、そういうんじゃないんだとおつしやつても、実際それでは年々三百五十人から死んでおるじやありますか、毎年々々炭鉱労働者が六百五十人も死んでおる現実をどうするか。そういうことがわかるなら、一步でも進むと、たとえばそれなら労働者側の国家検定を通つた人、その人が保安監督員に一名加わつた場合に保安がどうしても、労働者出身の人はこれは保安に対してかえつてじやまになるだろうか、進むか一歩退くか、こう考えてみた場合に、いや國家検定試験に通つておる人は一人もおらぬだろうと思います。そろするならば政府の立場としては当然私の言つていることを認めさせたいが、こう思うのですが、どうですか。

○政府委員(小岩井廉朔君) 私どもは、まあ考えておりますのは、現在の機械化が、特に保安監督員の機構が現状においてかなり効果を發揮しているのじゃないか。それは先ほどもお話をありましたように、千人以上の鉱山というのも非常に成績がいいのでありますし、もちろん私が一番問題にしておりますのは中小炭鉱なんであります。今先生が仰せのように、死亡者が大勢出でてないかと、もちろんその通り全生産では死亡者が出ておるのであります。が、重大災害でも八〇%は中小が起しておる。ことしに入りましても九月までに八十名ばかり出ておりますが、その八三%はもうすでに中小が占めておる、死亡者の八三%は中小が占めていますと、二十五年に千人以上の方では五百四十三名の死亡が出ております。これから千人以下では二百四十一名出ておりますが、現在では、三十二年が、五百四十三名の千人以上の方の死亡が二百九十三名に減つております。これから千人以下の二百四十一名であつたものが今は三百六十名に増加しておる。その数字だけ見ましても、まあ二人以上のいわゆる保安監督員を置いておられます山におきましては、非常につきりした保安の改善が行われておるというふうに見て差しつかえないのではないか。そこで私どもは元に戻らなければなりません。まして、現状の保安機構をでき得る四

○阿具根登君 ただいまの数字は、もう私は持つておりませんから正しいと思うのですが、それじゃ二十五年ごろ同じような数字で比較されておつて、それでいいかという問題なんです。これは御承知のように大炭鉱は非常な整理をやつておる、その整理をやられて数がものすごく減つておる。それじゃ二十五年の大きな炭鉱の労働者數と現在の大きな炭鉱の數と、中小炭鉱の二十五年の數と現在の數を一つ比較してもらいたいと思うのです。あなたの ottishayar ようなこの比率にはならない。しかしそれにしても二百九十三名から人の人が出ておる。その二百九十三名の人が出ておるのに、少しでもそれがまだ減るために、まだ減らせるために一名の保安監督員をきめてくれといふのがなぜできないのか、それが私はわからない。これを減らさぬでいいのか、減らさなきやならぬはずです。

減らそうとするならば、保安監督員を一名ふやしたためにこれがたとえ一名でも三名でも減つたというならば、これは大きな収穫だと思うのです。人間の生命です、それに扶養される家族が数人ついておるはずです。それに少しでも減らすために一人の人間を追加するというのが何で反対されるのか私はわからぬ。端的に大臣にお尋ねいたしますが、保安監督員が一名以上ということになつてゐるから、二名でも三名でもい

わけです、法律でそうなつて いるから。それを二名のところには一名、しかも国家検定試験に通つた人を入れてくれと。入れれば災害が今よりも少く思ふか、減ると思うか。災害を少しでも減らすためには、一步前進させるためにには入れた方がいいか入れない方がいいか。端的に質問にお答え願いたいと思います。

○國務大臣(高崎達之助君) 生命がまず一番大事であることはその通りであります。が、その結果監督員といふものももつと強化するということは、これはいいだらうと思つておりますが、その中にはそれでは従業員の代表を入れるがいいか悪いかということも、これはこの仕事をやつしている人を考えてもうべきことでありまして、今政府といたしましては、先ほど保安局長が申し上げましたごとく、中小炭鉱の方に非常な重点をおかなければならぬ、こういうふうな点から考えまして、さしあたり今そこまではぜひやらなければならぬといふふうな感じは持つていなゐわけなんでございますが。

○阿具根登君 保安の問題は中小炭鉱にもこれはつながるのですよ。何も千

人以上の大炭鉱に保安監督員を一名ふ

やして、中小炭鉱はやりっぱなしとい

うのじやないのです。そういう考え方

が中小炭鉱にもずっとこれは当然浸透

していくはずなんです。だから私が尋

ねておるのは、鉱業権者に保安を一任し

ておるということをおつしやるなら、そ

れながらもつとそれはそれだけ手放し

で御一任になつておるならば、もつと罰則やその他がシビアになつてこなけ

ればならないと私は思うのです、そ

うじやないでしようが。そうじやない、

自分の気に入つた、自分に反対をしな

人命に関することであるから。だから

保安監督官等も配置される、保安監督

員といふことをもきめられたわけです。

それならその保安監督員といふのは会

社の指揮下じゃないはずなんです。実

際のところはないはずなんです、その

考え方からいけば。これは極端に申し

上げると、保安監督官が足りないか

ら、だから保安監督員と

生命がまだおつたと私は見ていいと思うの

です。保安監督官といふのをほんとう

ならば派遣したいと、ずっと派遣して

おきたい。しかしそれは予算面からも

この法の本來だと思うのです。それ

ならばなぜそれを会社にすべてを一任

しないでできないのか。従業員からと

監督員を置くべきだ、といふのが私は

だつたら、それはそういう者を推薦し

た人が払つてもいいと私は思つてん

よ。こう思ふ。しかしそれこそ会社は

いやだと言ふに違ひありません。ほか

から給料をもらつて保安監督員にする

人が払つてもいいと私は思つてん

よ。こう思ふ。しかしそれこそ会社は

いやだと言ふに違ひありません。ほか

ではなくて、今の政党内閣のもとにおいては大臣のかわる率と局長のかわる率では、大臣のかわる率の方が頻繁で頻度数が高い。そうすると、少しも直す気のない者が局長のところにでんとすわっていてこれでいいのだとうやうんでいたのでは、大臣が幾ら直すつもりだと言つても、問題は全然解決しない。ということになるならば、私どもの党はこの法律案をそろそろややすやすと通過させることは絶対にできない。村に帰つて相談し直してこなければならない。こういうことなんです。一つ私の申し上げていることをおわかりいただいて、その上で今の阿具根委員の質問に対し一つ明確なる御答弁をわざらわしたいと思います。

をとつてみましたところ、相当効果があげておる山もありまして、私どもが想像いたしておりました以上に大きい範囲の勧告をやつておる山がござります。従いまして、保安監督員の勧告の内容につきましても、今後さらに一そ入念に内容を見まして、いかにしたら効果が出るかという点につきまして十分に検討いたしてみたい、かように考えております。

なお、千名以下の山につきましても、資料を提出いたしますように、かなり選任いたしておりますけれども、なお今後必要のあります場合には、でき得る限り範囲を広げまして、千人以下の山でありますても必要と思われる山につきましては、相当広範囲に選任をさせていきたい、かように考えております。

○阿具根壹君 その保安監督員の任命の仕方にについて私は言つてはいるわけですが、社長が自分の会計監査を自分の子分にさせるようなものじやないですか。会計課長が自分の子分に会計監査をさせて何がわかりますか。そういう疑いを持たれても仕方がないでしょう。だからちゃんと別個監査といふ立場があるようになつてはいる。保安監督員だつてその通りです。この保安管理者というのは保安を管理するだけではなく立場があるようになつてはいる。保安監督員といふものを別個な性格をもとにとくに性格をつけられてはいるかといふて、生産の最高責任者ですよ。そういう二重の性格を持つてはいるわけなんですね。その二重の性格の中でどちらのほんとうに性格をつけられているかといふれば、これは生産に対する大きな責任を持つてはいるわけなんです。だから保安監督員といふものを別個な性格を持たせてつけたじやありませんか。そそたしてならば実際働いている人の懸念で

よつてこれをふやす、法であることを理由があるでしょう。二百九十三人減つたからなのだ、それじゃ二百九十三人死んでもいいということになりますよ。二百九十三人ぐらゐなれば死んでもいいとここで言えますか。二百九十三名でも多過ぎる、だから保安会社のためにもう一步前進しようぢやないかといふなにで、それをやつたら保安がかさつて乱れる、まだ二百九十三人よりやれるのだといふ理屈なら私は傾聴いたします。またそれが正いならば、さきよく私の意見は引つ込まれます。しかし私は一名ふえたから二百九十三人がごそつて減つてしまふといふようなことを考えておらぬのですよ。少くとも減るだらう、少くとも前進だという考え方を持つてゐるわけなんです。そうするなら、法の大体の考え方方がそりでしょう、保安協議会にしたところで保安委員会にしたところで、両方から半数の人間を出してきてはいるじやありませんか。それが政府の考え方でしょう。それを一番トップは会社だ、それはわれわれも認めておる。それは別な性格を持たせて鉱山の中を、千名以上の大きな所を毎日々々保安を点検して回る人を二人にする場合に、一人だけこちらのこういふ性格の人を出してくれというのが、できぬといふのは何かほかに別に理由あるでしょうか。一名ふえるために、会社の経理が破綻に瀕する、会社が持つ切れぬといふのは何かほかに別に理由あるでしょうか。そういう答弁をしていただきたい。一名ふえたからといつて保安が

ちつともよくなりませんといふことを
言われるなら、はつきりそう言つて下さ
りたい。それ以外に何がありますか。
それ以外の理由があるでしょ
うか。あなた方それ以外の理由があるはず
だ。法の精神はそなつておるはず
で、それでなかつたらこれははつきり
と保安監督員は会社側より出すべきだ
といふことがこれにあるはずです、そ
れがない。会社側から出せとかあるい
は組合側から出せ、そういうのもない
というのは、先ほどから言つたように、
保安の問題につきましてはそういう色
をつけぬでもよろしい、こういうこと
があると思うのです。法の精神をあ
た方自体がゆがめておるじゃないですか。
それでなかつたらなぜかといふことを
いる以外の理由があるならば言つてしま
たいただきたい。それでなかつたらなぜ
やすことができないかということを
言つていただきたい。ただ五百四十三
人が二百九十三人に減つたからとい
ふのは理由になりません。

すよ、これが保安管理者です。私が言つてゐるのは保安監督員ですよ、保安管理者をだれが出せとか、そんなことを言つておるのぢやないのですよ。保安管理者は御承知の通り一名しかいなさい。保安監督員は一名以上置いていいようになつてゐるのですよ。それも局長が言うようにどこから得なければいけないと、うことに法律ではなつておらないのです。ところが任命は会社がする、給料は会社が払うようになつてゐるから法の精神と間違つてゐるといふのです。それなら法の精神に立ち戻つて一名のやつを二名なり三名なり、それは十分できるはずです。それを一方は保安管理者が任命をする。二人にした場合二人とも任命するけれども、一方は実際に働く、命を失つておる人たちの仲間からそれだけの資格を持つている人を、資格のない人をとは言つていませんよ、出すのが何で悪いのか。ですから私があなたに求めてゐる御答弁といふのは、それを出して一 名ふやせば保安管理がかえつてしまふなるといふなら、そのまづくなる理由をあげてもらいたい。私はよくなると言つてゐるのだから、二百九十三名が全部減るとは言つていません、少くとも一步でも二歩でも前進であるというならば、人命尊重からやるべきであると私は言つてゐるのだから、そうぢやないのならそらどうじやない、あるいは一名ふやすことによつて会社の経理に負担がかかるとか、その他の理由があるならその他の理由をあげてもらいたい。そういうじゃないのだったら、あなたの言う御答弁は私の質問に答弁になつておらない。それをはつきり答えてもらいたい。

そらしやないのですか。御答弁が非常識に矛盾しているようですが、お答え願います。

おらぬじゃないか。何回も私は言つて
いるが、あとの人の質問もあるから一
つ率直に答えてもらいたい。保安の問
題について保安はどうあるべきかとい
うことをやつてもらえばいい。私も保
安の問題をやつしている。ほかの問題を
やつしているわけじゃない。あなたはほ
かに言えないことがあるでしようが。
そこまで私は言おうとは思っていない
から、もうここまで言つても言わぬの
だから、だから私の言つていることには
答えてもらえればいいのです。保安監
督員は普通の保安係員と同じだとい
ふあなたの考え方は誤弁ですよ。保安監督員とい
ふのは別個な性格を持つてゐる。さつ
きあなたのおっしゃつたように上に對
しても下に對しても命令權を持つてい
る。申告する権利を持つてゐる。特殊
な立場でしようが。私がさつき言つたよ
うに保安監督官が足りないから、足りない
からというと語弊がありますけれども、
も、保安監督官にかわるべき現揚の職
責を持つていて、私はこう思うのでは
す。またそれが間違つておつたならば
保安監督員のところでもう一つやりま
しょう。だから私の言つておることに
答えていただきたいのです。

員は、もちろん仰せのよう、鉱業権者の正規に持つておる、保安管理者以下の正規の保安機構の外にありまして、保安管理者以下係員までこまかに監督できるようになっているのが保安監督員であります。

○阿良根登君 それだから、あなたは保安係員もほかの連中も全部会社の保安管理者の指揮命令系統でやつているのだと、こういうようにおっしゃるのが普通だと思う。保安監督員は別個な性格を持っているじゃないかもしれませんか、そのために保安監督員といいのが法律できまつていて。保安管理者とか保安係員とか、そういうものはきまつてない、これは会社の機構です。それとこれと混同してもらつては困る。だから、この機構の違う保安監督員に對して一名以上置いていいということになつておるのに、置けばなぜ悪いかということなのです。保安を確保するために、二百九十三人よりうんと減らす、一名ふやすよりも減らるのだという確信があるならば、それを言つていたきたい、責任を持つてもらいたい、私はこれはふえると思う。それは二百九十三人が三百人になるかもしれませんよ。しかしそのときと次第によつては五百人になることもあるのですから、一概には言えない。しかし私は一人ふやしたから保安がより悪くなつたとは、だれが何といっても言えないと思うのです。そうすればなぜ置くのが悪いのか、そこをはつきり言つてもらしいのか、そこでそれを出してもらいたい、了解すれば私はいつでも引き下りますから。

○政府委員(小岩井廉卿君) 私の方は、資格のある者で鉱業権者が選任してくる者でありますれば、一名以上でももちろんけつこうでござります。置いて悪いということはないと思ひます。

○阿具根登君 だから、それはこういいう法に従つて一名以上置けるのだから、あなたがそんなこと言わぬでも、そんなこと反対したらおかしいです、法律できまつたやつを、向うできめてきたやつをよろしくうございます、それは当り前のことなのです。それをきめるために法律が作つてあるのです。だから、保安管理者だけが任命する者と、今度は働いてる人、実際その犠牲になつてゐる人が過半数で二名推薦した場合には、それも一つ認めてもらいたい、これができないといふ理由がわからぬ、二名でも三名でも持つてきさせられるはできるということになるでしょう、これはきまつておるのだから、そんな答辩を聞いておるわけじやないのです。

○政府委員(小岩井廉卿君) 同じようなことになりますですから、選任は鉱業権者がいたしますのでありますから、必要があれば一名以上どちら側からでも鉱業権者の選んだ監督員を、しかも資格がありさえすれば私どもの方ではいつでもお受けする、こうしたことになるわけであります。ただ然ど、この方で監督員は特に強く云々しないといふ点は、今申し上げましたように、千人以上の山が非常に画期的に改善の方向をとつておるということと、まあ從來の鉱山労働者に保安の確保に対してもお力添えをいただくといふことで、申告制度があつた

り、保安委員会があつたり、あるいは
まあ中央地方の協議会といふよろない
いろいろな機構がありまして、これらが
まだ十分にその効果を發揮していな
い、そういう点がありますので、成績
が画期的に向上いたしておりますけれ
ども、今後なおそいつた面にもう一
そく効果あらしめるようすれば、非
常に大きく改善ができるのじやない
か。かように考えておりまして、今保安
監督員を組合から選べといはつきり
した点につきましては、むしろまあ混
乱が起りますて、かえつて保安の改善
に対するは、もちろん支障になるかど
うかわかりませんけれども、あまり大
いき期待が持ちにくいのではないかと
いう気がいたしておりますので、既往
の制度の運用を十二分に發揮する、そ
ういった方向にあらゆる関係者の努力
の結果をいたしたい、かように考えて
おるわけであります。

のですよ、それはようしゅうございましょうと、今まで大臣も無理にこちらへお引きとめしたことは僕はないよな気がするのですね。ですから、やはり向うを断るべきときは向うをお断りするが、そうでなかつたら私ども法案の内容の問題ですから、解釈をお聞きするということであれば、局長さんでもけつこうな場合もありますけれども、やはりそういう点も十分加味して、僕たちも今まで三十三日間大臣に絶対無理を言つたことはございませんから、——僕はそう思つております。ですから、僕たちのやはり問題を論議するときは、そのように大臣の方で配慮願いたいと思います。

○阿具根登君 そこで、私はなるべく早くやめますが、局長が今言つているのはいよいよ問題なのだ。トラブルが起つてから、僕たちのやはり問題を論議するときには、そのように大臣の方で配

ういうところに支障を来しますか、お聞きしましよう。

○政府委員(小岩井康朝君) 私がまあ支障を来たすのではないかといふりに懸念いたします点は、たびたび申し上げておりますように、法はどちらか選べということを言つていないのであります。鉱業権者におまかせしてあ

るわけであります。それが労使の間で話し合いがつかないという点につきまして、私はどちらの方ではかなり懸念をいたすわけであります。それが労使の間でたびたび申し上げますように、労働者側から経営者が選任して参りましてお話し合ひがつかないといふりに、労使の間でできないという点に私ども、資格がありきえすればいつでもお受けするわけであります。別にどちらから選べといふりもきめてないかわ

りに、どちらから選びましても資格があればお受けする、そういうことが労使の間でできないという点に私ども、安そのものから考えるならば、トラブルが起るわけがないでしょ。保安以外の観念が入つてきているから、あなたのおっしゃるトラブルとか何とかといふり問題があるわけですよ。だから、一名の場合には、そういうことも言え

る。

○阿具根登君 そこです。問題はどうやらから選んでもかまわない、任命してきた人に對して認める、ところははどういう考え方ですか。自分たちが一番信頼が起きて保安に支障を來たす、これで今のところでききかないからであります。

○阿具根登君 そこです。問題はどうやらから選んでもかまわない、任命してきた人に對して認める、ところは、どういふり考え方ですか。自分たちが一番信頼している人をやるのがこれは民主主義の一番の初步ですよ。しかもただ感覚的でなくて國家が試験して通つた人ですよ。あるいはその従業員の中にいたるいかもしない、会社の中にも三人も四人もいるけれども、その中で少くとも非常にこの人は良心的だといふことを、あるいは組合から出すかもしない。それを勝手に片一方にさせておいて、片一方からもう一人出していければ保安にかえつて支障を來たす、ど

うら、はづれるのじやないですか、それ

か。

か。自分たちの命をますます危険に

ますか。実際保安のことを何も知らな

い人を持ってくるといふならば、それ

はトラブルが起るかもしません。

それでどうしてトラブルが起るのか。

うじやないのだから、自分たちの命の

かなかやめさせてくれぬのですが——

なかなかやめさせてくれぬのですが——

あります。まさに危な

姿に放任しておるといふわけではない

のであります。

○阿具根登君 やめたいと思うが、な

いふりに、あなたがおつしやるのは、任命者

といつていく人は、どちらかわから

ない、それをトラブルが起るだろう

と、あなたがおつしやるのは、任命者

といつていく人が、過半数がこの人ならば

は、ほんとうに保安を守つてくれる人

は、自分の感覺でやるのじやなくて、

は、ほんとうに保安を守つてくれる人

は、自分の感覺でやる

れども、今先生の仰せのように、経営者が勝手気ままなことをやつてゐるようなお話がありましたので、まあ、こういつたすべて鉱業権者一任に、まかせてはおりますけれども、職責を果せない場合には、私どもの方で、いつでも係員まで解任ができるようになつておるという点を指摘したわけでござります。

由は、私は聞いておらない。トラブルの起る理由は、その問題に關してはない。そのほかの考え方が入つてくれば、トラブルがおそらく起るでしょう。あなたが心配しているのは、それでしょうが、それは、われわれがここで心配する問題ではないと思うのです。保安法を審議しているのですね。その後に来るべきものである。だから、何も根本から会社側のやつを排撃して、そうして組合側のやつだけをやれと——これでもいいと思うのだけれども、私たちは、そこまでは言っておらないのですよ。それでも主張していくと思うのですよ。通ると思う。自分の命をあずけるのだから。しかしそれは、会社機構というものがあり、慣習というものもあるから、任命の場合には、一名ずつと、何でそれが、行き過ぎであるかということなんです。そういうことはあり得ぬと思うのですがね。

○阿具根登君 重大な発言をお聞きいたいのです。
私は、資料を持ってきておらないけれども、各国の炭鉱の保安状況を一つ比較していただきたい。大炭鉱だけで三百九十三人、小炭鉱を合せて六百五十九人殺しておいて、これで十分だとおっしゃるのか。あなたは炭鉱の労働者とか、鉱山の労働者は、死ぬのがあたりまえだと思っているのですか。保安が、これで十分だと、どうして言えますか。また、人數からいっても、一百九十三人大炭鉱だけで死んでいるといつているぢやありませんか。それで保安が十分だと、どの口で言えますか。また、炭鉱労働者、鉱山労働者の前で、それを言つてみなさい。これだけ死んでいるのに、保安がこれで十分だと言えますか、そういうことが。
大臣、どうです。こういう保安局長ですか。大臣、どうです。これだけ死んで、殺されて、これで保安が十分だと言えますか。私の言つているのは、十分だと言つておるわけじゃないです。よ。一步前進でもあり、二歩前進でもあるというならば、認めていいぢやないか、それを認めるために、重大な問題が起つてくるなら別だと言つていい。それががないのに、なぜ、保安がこれまで私どもは、考え方ならば、それだけでよろしい、十分だと言えるのですか。大臣の御答弁を願いましょう。六百五十人から殺しておつて、これで十分だという保安の考え方ならば、それではまた私どもは、考え方を直さなければいけないと思うのです。

百四十五名が、今日二百九十三名になつたということは、これは幾らか——幾らかよくなつていいわけありますけれども、二百九十三名も——これは一人も殺さぬようにするということが元來の目的である。こう存ずるわけでありまして、これでも私は、外国の炭鉱と比較して、決してそんなに成績がいいとは存じておりますから、まだ、これからこの保安の仕事は、十分にやつていきたい、こう存じております。

先ほど保安局長の答弁申しましたように、政府いたしましても、監督官を出して、さらにこれを強化して、十分保安の監督をやらしたいと、と思っておりますが、ただいまのところ、この炭鉱經營といふことがらいきばは、保安ということを第一義にして、くといふことのために、あるいは大きく生産が減退するというふうなことになつても困ると思うので、こういうふうな点は、やっぱり多少考慮しなければならない点があるだろうと思つておりますが、私は事情をよく存じませんから、私の言うことは多少間違つておるかもしませんが、常識論でござりますから、その意味でお聞き願いたいと思います。

そういうわけでございますが、しかしながら、政府の保安監督官を強化すると同時に、現在ある保安監督員といふものにつきましても、これはさらに強化して、さうするから、私の言うことは多少間違つておるかもしませんが、常識論でござりますから、その意味でお聞き願いたい

保険の実績を上げたしとおるわけでござりますが、いろいろの事情がござりますから、私ども今日お詫び申し上げたいことは、今政府の意あるところを御了承願いまして、現状において、できるだけこれを強化していく。そしてそこに大きな欠陥があるということになれば、これはさらに保安監督員といふものにつきましても、これを増員するなり、あるいはこれを従業員が選んだ人を必ずこれに与れることを政府が命令するととも、あるいは考えなければなりませんかと存じておりますが、ただいまごろころでは、そこまでいつていな、と、こういうわけでありますから、ここで強化するという程度につきまして、監督官の制度を十分活用することで、監督官の制度を十分活用することに努力いたしたいと思っております。その活用ができないということになれば、さらに考慮させていただきたく、と思つております。

指紋で、沙月と貴が少しだけ大きくなってしまった。沙月もまた、沙月の娘として沙月の娘

どうこうということはできません。ですから、行政指導といったしまして、阿具根委員のおつしやつたような点につきましても、十分考慮していきたいと思つております。

○國務大臣(高橋是清) 言はば法をもつてきめないで、行政措置によつて、なるべく御希望に沿うように持つていきたい、こう存じております。

○阿久根登君 水掛け論になりますが、私は、もうやめますが、行政指導でできれば、もうとつにできておるはずです。

今まで、私は五年半になりますが、五年半のうちに、炭鉱の保安問題について、この委員会で発言しなかつたことはありません。その都度、行政指導と保安委員会を頻繁に開くとか、あるときは保安協議会をどうするとか、あるいは監督官をやるとか言われるけれども、現在だつて、監督官が、組合に行つた所が、だれがありますか。監督官は、会社だけです。そうしてすぐ会社と一緒に、クラブへ行つたりなんかしておる。現在でもそうです。ほんとうに、この保安は、だれですか、ほんとうに、この保安は、だれですか。保安会社に行つて聞かれるというなら、ですけれども、今まで何十回やつたかわかりません。

に、たとえば甲種炭鉱なら甲種炭鉱の問題などに、どういうような保安上の問題があるかということは、全部秘密です。全部秘密でいっている。組合も知らない。しかし、人間は知らないですよ。そういうことで保安が守れるわけがない。それなら、だから、保安監督員をふやしなさい。一番こわいのは、保安監督員に、この炭鉱でどこが一番悪いのだということがわかるのが、一番こわい。それなら、こそ、保安監督員というものを出すなければできない。大臣は良心的に言つておると私は思います。

しかし、これは今までの行政指導というものを見てきた場合に、それは、会社に対しての行政指導は相当やつておるよう私は聞いております。しかし、組合に対してはんとうに今まで接触されて、ほんとうに保安問題についてやられたことはないんです。それで組合員が保安に関して協力するといふようなことを言つておられる。保安に対する協力するのじゃない。自分の命が危ないから、自分たちが、一番保安の問題を考えておるわけなんです。それを、何か保安は、ほかの人だと、うような考え方の答弁になつておる。行政指導でどういうようにおやりにわかるか。行政指導で、大臣の方から、名以上の保安監督員の場合は、組合から過半数で推選するような人があつたら、それを入れろといふような御指導になるのですか——私は、そう思ひます。ですが、そうですか。そう解釈してよろしくうござりますか。

るような人の意見をよく聞いて、この保安員といふものを任命しなければならぬから、なるべくそれを聞いてやるようにしてもらいたい。こういうことは、これは私は、行政指導で当然やるべきことだと思います。

○阿部竹松君 今まで阿貝根委員の質問に対して、最後に大臣が行政指導でやれるとおっしゃつたから、私はもうほとんど大臣に質問はございません。それを私どもは、必ず法文にうたつてもらわなければならぬということは、今まで、あまりに法律があつて、ほんと大臣に質問はございません。実施されおらぬし、阿貝根委員も皆摘要したように、なくなるのが大体一年六百名、七百名ですね。それでまあ、なきがごとくであり、あるいは完全に年とつたら死んでいいとか、若くから死んでいいとか、なぜか死んでいいとか、扶養家族でなくなるのは、十人ほんと少なくないけれども、扶養家族のない人も非常に多くあります。扶養家族を持つている人は、扶養家族を持つている人です。ですから、計数上は、何名何名といふわけでも、これは大問題です。家族人口最前線ですから、ほとんどなくなつて、大問題ですが、しかし今大臣の御答弁でよろしくございます。一ヵ月に五万人以上のけが人が出るのですから、そういうことは直ちに実施していただきたいと思う。

そこで、その点は、それでよろしくうございますが、その次に、これはなけれども、これは大問題です。家族人口に五万人以上のけが人が出るのですから、そういうことは直ちに実施しておつて、二十二条のことをやるの

○政府委員(小岩井康朔君) 大へん恐縮でございますが、どういう御質問の内容ですか。三十三条を二十一條でありますと申しますと。

○阿部竹松君 いや、三十三条に保安監督員という項目がございまして、保安監督員のやる仕事は、二十一條に規定してございますから、そうすると、その仕事をやるために、まあ阿貝根委員の指摘したような内容を行政指導でやられると、こういうふうに解釈するわけですが。

○政府委員(小岩井康朔君) 三十三条も二十一條も、監督官のやらなきやならないことが書いてあるのでありますのは監督員選任の指導をどうするかということだらうと思いますが、まあその上は、大臣仰せられましたように、できる得る限りまあ鉱業権者に、労働者の意見を十分に聞いて尊重するようにいう方法で指導していくことになつております。

○阿部竹松君 私は、そんなことを聞いているのぢやございませんよ。大臣の答弁でけつこうなんですよ。あなた大臣を上回るような答弁は、總理大臣がやるべきであつて、あんた少ししゃばりすぎる。そう思ひませんか?

とにかく阿貝根委員の指摘したよに、保安監督員の扱いについては、「政指導でできるのぢやなかろうか」と上原先生の質問に対し、大臣は、それはやりましょうという御答弁なですからね。ですから、それで私はろしゆうござりますと、こういうこ

は法の内容にうたつてもらわなければ、なかなか実がみのらぬのではない。かといつもりございましたけれども、国会の会期もあと一両日でございますから、この改正案には賛成であつて、なおかつ、よりよきものにしたいというのが、相馬委員なり、阿具根委員なり、先日の島委員なり、ほかの方々からの発言なんですから、それで私がつこうなんです。内容について伺いましたが、あなたの御答弁では、私の質問とは全然違つておるので、しかし、それもよろしくうございます。

私、もう大臣に質問ございません。あと局長さんでけつこうでございます。

○委員長(田畠金光君) 他に、大臣に対する御質疑ございませんか。——大臣歸つてもらつていいでですね。

他に御発言もなければ、これにて両法案に対する質疑は尽きたものと認め御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(田畠金光君) 御異議ないと認めます。

ちよつと、速記をとめて。

午後三時二十五分速記中止

午後三時四十三分速記開始

○阿部竹松君 ただいま論議の的となつております二法案とは別個の問題ですが、前回の委員会で、石炭局長から御答弁ありました古洞調査費ですね、本年度の二百万円、それから明年度、明後年度合せて五千百万円ですか、それが数字をあげて御答弁されたわ

けですが、これは含めて予算決定して
ございますか。

○説明員（樋脇誠明君） 本年度の二百萬円の流用は、これは古洞調査、それから、それに伴う出水指定という保安関係の問題でござりますが、これは大蔵省とも話ができまして、大体流用することに確定いたしましたが、来年度の二千八百万円、並びに三十五年度の二千三百万円、これは一応こういう計算で、二年半で古洞調査を完成したいから、ぜひ五千三百万円の経費が必要とのだということと、大蔵省の方と予算編折衝中でござります。

成につきまして、査定の作業を進めて
いるところでございまして、それに対
して、どのくらいよこすということは
言つておりますが、私どもいたし
ましては、要求は来年度二千八百万円
ということで要求して、できるだけ実
際作業に支障のないというような金額
は獲得するよう、今後努力していく
たい、かように考えております。
○阿部竹松君 次に、これは通産省の
保安監督員ですが、大臣、これはあ
なたでも間に合う答弁ですから……。
例年々々、これは問題になりますが、
これは予算と関係があるのです。小さ
い数字は、私よく存じておりませんけ
れども、三百人内外の監督員がござい
まして、それで来年こそ、予算を獲得
して万全を期する、こういうのが毎年
毎年、前の水田さんなり前尾さんなり
の約束だったわけです。私よく内容は
知りませんし、野党ですから、特に予
算の問題はわかりませんけれども、現
われてきた数字は、一向よくなつてお
らぬわけです。ですから、高橋さんは

理、実力者ですから、本年は大丈夫だといふ。う点については、どういうようにお考えになつておられるのかといふことが第一点と、それからもう一点は、話がござりますけれども、今問題になつております監督員制度ですね、これは畢竟、阿具根委員は社長の監督係長がやるようなものだ、あるいは会計課長がやるようなものだというお話をございましたが、実際問題として、この法律を見ますと、高崎通商産業大臣がやつておる行為を、ここがいいとか悪いとか、こうしなさいといふことをつままり一課長がやるより、ずっと下の人が、保安監督員をやつているわけですね。これじゃ、法文上はうまくきてますよ。いるけれども、通産大臣、これが悪いとか、ここを直しなさいと課長が言つて、直ちに首を切つてしまひますね、あなたは。そういうことになつて、使用者側の方に入れるとかいるから、使用者側の方に入れるとか入れぬとか論争になりましたけれども、実際これはあなたが責任を持つて、通産省の経費であるかどうかは別として、そういうところでやらなければいけない機能は發揮することができないといふように考えておるわけです。これば、これは完全な僕は保安監督員としての機能は發揮することができないといふように考へておるのは、小岩井保安局長だと、そろうわざされておるので、保安局長、これを持つくると、予算を取れぬものだから、びっくりしてしまつて、なるべく經營者にやつてもらいたいということを申明したやうに重ねたが、それは、うそだと思うが、そういうわざが飛びほど、予算が少

いから、監督員がでたらめである。いろいろとなんですが、これはいかがでしょうかね。

○國務大臣(高崎達之助君) 政府が、これをやるほんとうの仕事というのは、やっぱり保安の問題だと思います。生産の問題は、みな下部で一生懸命やつてくれますから、そういう意味から申しまして、保安の方に対する経費といらものにつきましても、これは十分要求する必要がある。こういうふうに思つておりますて、微力、どの程度できるかわかりませんが、私の全精力を尽して、予算の獲得に努力したいと思つております。

それから第二の問題につきましては、そういう考え方があると思います。保安が大事であるということになりますれば、全然これを政府の機構において、全部行なつてしまつといふことも、これは一つの考え方であると思ひます。そこに至りますまでは、今の現在の状態等も相当考えていかなければなりません。今、阿部委員のおっしゃつた保安関係だけは、全部政府がやるといふことは、これは有力なお考えだと思います。

○阿部竹松君 その次に、今度の鉢山保安法改正に当つて、保安協議会に諸らなかつたということです。もちろん、第四十五条によつて協議会というものがてきておつて、四十六条には、こういう規則だということになつております。しかし私は、この保安協議会といふものは必ずしも保安法改正をかけなさい、ということは規定しております。しかし四十名も四十五名も、大せん。しかし四十名も四十五名も、大学校の先生から始まつてその道の権威者を網羅しておるわけです。にもかか

わらず、こういう大問題を一つもかないでおらぬということについては、私は大問題だと思う。それで今度は、私は一ぺんもかけておりませんでした。こういう御答弁があつたのですけれども、これは、私はけしからぬと思うのですね。こういうことはかけなさい。ということは、法的根拠はないけれども、これは協議会で、討論に一ぺんもかけてない。そしてよいよ答弁にならると、保安委員会もございます。中でも、保安協議会もございます。地方にもありますと、いろいろな答弁です。さて問題が起きて、これにかけましたかといふとかけない。全然利用していい。こんなのだつたら、なくしてしまつたらよろしい。

この運営について大臣の御見解をきかせておきたいと思います。

○國務大臣(高橋達之助君) 今回の政正につきましては、非常に急いだ状況、そういう手落ちがあつたことは、まことに残念でござりますが、いやはや、私も保安協議会といらうものが、学識叡験者等を入れてある以上は、地方、中央を論ぜざりに、こういう問題は、今後かかるべきだと存じております。

○阿部竹松君 その議長さんが高橋さん、あなたなのですよ、議長さんが高橋さん

ね。

それと同時に、この保安法改正は危いだとしても、これはだいぶ前から、警職法と違いまして、だいぶ前から論議になつておるわけです。そういう御答弁では、僕は納得できませんけれども、しかし答弁の責任者である安局長さんは、なぜこの種の機関にかけなかつたかということをお尋ねしな

いと思うのですがね。

○政府委員(小岩井康昭君) 今回、中央協議会に保安法の改正をお諮りしませんでした理由は、決して私ども、協議会を粗略にしておる意味でも、別に悪意があつたわけでもございません。内容の主たるもののが国会からの御要求によりまして、長掘した場合に変革が起るので、それが監督官でも、とめられて、特にお詰りをしなくともといふ氣持が一つと、従来の省令でありますと、これは通産省として出します関係で、省令の改正につきましては、もちろん必ずお詰りしております。そういった関係で、ちょっと今まで法の改正につきましては、従来やりましたが、かけたことはございませんでしたら、今後は、必ずお詰りするよう機関でありますし、これが大きく広範囲に改正されるような場合でございましたら、今後は、必ずお詰りするようになります。範囲にかかわらず、改正の場合には、今後ぜひとも中央協議会にお詰りするようと考えたいと存じております。

心になりましたのは、鉱山保安をいかにして確保するかということが中心で、あつたようになります。本日大臣から、保安監督員の選任に当つては、管理責任者である鉱業権者が労働者の信頼するに足る有資格者を選任せしむるよう行政指導を強力に行う旨の御答弁がございましたので、これを信頼して、以下申し述べます。よろくな付帯決議が付したいと思います。読み上げます。

○委員長(田畠金光君)　御異議ないと認め、これより採決いたします。

す。両法案とも、ただいま御報告の付
帶決議をつけていただきまして、これ
につきましては、政府は、付帯決議の
趣旨を尊重して実行いたしたいと思ひ

讀
題
者
鹿児島市築町一日本中
小企業政治連盟鹿児島
県支部連合会内 著政
春外百名

紹介議員 藤原 道子君
この講演の趣旨は、第七三四号と同じである。

一括して問題に供します。
両案を衆議院送付の原案通り可決することに、賛成の方は挙手を願います。

ます。特に、今回の鉱山保安法の一部改正の趣旨につきましては、保安の方全を期するために、保安監督員及び保安協議会の制度を活用するとともに、保安監督員の選任につきましても、鉱山勤務者の意思を適切に反映せしむるよう行政指導をいたしていきたいと存

小売商振興のための法律案は、衆議院の解散により廃案となつたが、第二十五回の衆議院商工委員会において「小売商振興のための措置」に関する件が決議されており、自民・社会両党の公約にも採択されているから右記

日受理 小売商振興のための法律制定に関する
請願(三通) 請願者 静岡県磐田郡福田町中島
福田青果仲買人組合 内戸塚保外二名

案通り可決すべきものと決定いたしました。
次に、精査委員提出の付帯決議案を問題に供します。

○委員長(田畠金光君) 本日の委員会は、これにて散会いたします。
午後四時三分散会

議のとおり、中小企業振興審議会の答申の趣旨を尊重し、第二十八国会で審議となつた政府並びに社会党提出の小売商法案の内容を強化充実した小売商振興のための法律案を本臨時国会にてからず成立せしめられたいとの請願。

紹介議員 鈴木 万平君
この請願の趣旨は、第七三四四号と同じである。

炭鉱における災害の頻発にかんがみ巡回監督を強化し、もつて災害防止に万全を期すべきである。
さらに鉱業法の一部を改正する法律案についても、以下申し述べますよう
な付帯決議を付して賛成いたしたいと
思います。

○委員長(田畠金光君) 全会一致と認めます。

記された。

一、小売商振興のための法律制定に関する請願（第七三四号）第七三七号（第七五四号）（第七五五号）（第七六〇号）（第七七六号）（第八一六号）（第八一七号）（第八四八号）（第八四九号）（第八五八号）

第七三七号 昭和三十三年十月十九日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願

講 講 師 者 東京都中野区鷺宮一ノ
五〇三日本中小企業政 治連盟中野支部内 西
見茂 紹介講員 安井 謙君
この講演の趣旨は、第七三四号と同様である。

政府は現行鉱業法を全面的に検討し、すみやかにこれが改正案を準備すべきであるが、その際最近の経済上、社会上の諸情勢の推移にかんがみ、鉱業権の内容並びにその設定方法、鉱区の調整、他権益との調整等の諸問題をも十分検討して、本法が眞に鉱物資源の合理的開発に資し得るように配慮すべきである。

○委員長(田畠金光君) 御異議ないと言いました。

この際、高崎通商産業大臣より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○國務大臣(高崎達之助君) 今回、政府が提出いたしました鉱山保安法の二

(第六六八号) (第六九一号)
一、百貨店の巨大化等規制強化に関する請願（第七四三号）(第七六五号)
一、日中貿易再開促進等に関する請願
願（第七四四号）(第八一八号)(第八一九号)(第八二〇号)
一、鉱業法改正等に関する請願（第七七七号）

紹介議員 伊能 芳雄君
芳蔵
この講題の趣旨は、第七三四号と同じである。
第七五四号 昭和三十三年十月二十日受理
小売商振興のための法律制定に關する
講題 講師岡県富士市袖木一七
講題者

第七六六号 昭和三十三年十月二十日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願

○委員長(田畠金光君) 他に御発言もなければこれにて討論は終局したるものと認めて御異議ございませんか。

部を改正する法律案並びに鉱業法の一部を改正する法律案につきまして、連日、きわめて熱心に御審議を願いま

第三十四号 明治三十二年十一月一日
小売商振興のための法律制定に関する
請願(二通)

二株式会社富士青果會
品市場仲買人組合内
飯野靜一

第一回
第八一六号 昭和三十三年十月二十
一日受理

小売商振興のための法律制定に関する請願(五通)

請願者 鹿児島市武町三〇九
西郷吉之助君 四名

紹介議員 西郷吉之助君 この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

第八一七号 昭和三十三年十月二十日受付 小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 岡山県玉島市通町二ノ四五玉島地区中小企業政治連盟 内 西野一

紹介議員 近藤鶴代君 この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

第八一八号 昭和三十三年十月二十日受付 小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 石原幹市郎君 この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

第八六八号 昭和三十三年十月二十日受付 小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 群馬県藤岡市藤岡六一

紹介議員 大和与一君 この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

第八九二号 昭和三十三年十月二十日受付 小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 静岡県掛川市掛川四七

紹介議員 小林武治君 この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

第八四九号 昭和三十三年十月二十日受付 小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 宮城県石巻市石巻裏町四四ノ一協同組合石巻

商店会理事長 近藤三朗 この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

紹介議員 高橋進太郎君 この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

第八四九号 昭和三十三年十月二十日受付 小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 埼玉県川越市大工町一、五〇〇協同組合川越専門店会理事長 笠間恒一郎

紹介議員 埼玉県川越市大工町一、五〇〇協同組合川越専門店会理事長 笠間恒一郎

この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

第七四三号 昭和三十三年十月十八日受付 小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 名古屋市中区島田町三四ノ一大同別珍株式

この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

紹介議員 大沢雄一君

この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

第八五八号 昭和三十三年十月二十日受付 小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 福島県白河市中町六五

紹介議員 伊能芳雄君 百貨店の巨大型化並びに百貨店傍系会社の進出は、極めて多数の中小売店に悪影響を与えて、小売業者は生業の安定を見失うなどの脅威におびえているが、これを規制しうる独禁法は過般の独禁改正審議会の答申に示された同法の核心ともいべき私的独占の定義が緩和のそとに置かれ、また百貨店法上の不備は傍系会社に対する規制に欠けているため、両法がそれぞれ第一条に掲げる目的と全く相反する結果を小売業界に具現する公算が大きいから、両法の規制の限界をさらに拡大強化し、両法の最終的目的とする国民経済発展の構想に健全なる中小売商業として登場できるよう措置せられたいとの請願。

紹介議員 三郎 日中貿易の重要性にかんがみすみやかにこれを再開し、かつ安定した取引を

第八六七号 昭和三十三年十月二十日受付 小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 福島県白河市中町六五

紹介議員 石原幹市郎君 この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

第八六八号 昭和三十三年十月二十日受付 小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 群馬県藤岡市藤岡六一

紹介議員 大和与一君 この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

第八九二号 昭和三十三年十月二十日受付 小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 静岡県掛川市掛川四七

紹介議員 小林武治君 この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

第八四九号 昭和三十三年十月二十日受付 小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 宮城県石巻市石巻裏町四四ノ一協同組合石巻

商店会理事長 近藤三朗 この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

紹介議員 高橋進太郎君 この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

第八四九号 昭和三十三年十月二十日受付 小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 埼玉県川越市大工町一、五〇〇協同組合川越専門店会理事長 笠間恒一郎

紹介議員 埼玉県川越市大工町一、五〇〇協同組合川越専門店会理事長 笠間恒一郎

この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

第七四三号 昭和三十三年十月十八日受付 小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 名古屋市中区島田町三四ノ一大同別珍株式

この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

第八五八号 昭和三十三年十月二十日受付 小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市栄町九

百貨店の巨大型化等規制強化に関する請願

紹介議員 青柳秀夫君

この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

第八二〇号 昭和三十三年十月二十日受付 日中貿易再開促進等に関する請願

紹介議員 長篠田茂馬

この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

第七七七号 昭和三十三年十月二十日受付 鉱業法改正等に関する請願

紹介議員 後藤義隆君

この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

第七七七号 昭和三十三年十月二十日受付 鉱業法改正等に関する請願

紹介議員 小柳勇君

この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

第七六九号 昭和三十三年十月二十日受付 百貨店の巨大型化等規制強化に関する請願(二十五通)

紹介議員 東京都文京区金助町五二七名

この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

第八一八号 昭和三十三年十月二十日受付 日中貿易再開促進等に関する請願

紹介議員 柴田栄君

この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

第八一八号 昭和三十三年十月二十日受付 日中貿易再開促進等に関する請願

紹介議員 三山崎文藏外五千三所内蜂谷喜三治

この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

第七六九号 昭和三十三年十月十八日受付 百貨店の巨大型化等規制強化に関する請願

紹介議員 岡田宗司君

この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

第七四四号 昭和三十三年十月十八日受付 日中貿易再開促進等に関する請願

紹介議員 名古屋市中区島田町三

この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

第八一九号 昭和三十三年十月二十日受付 信友株式会社内近藤友右衛門

この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

会社取締役社長 森川典英

この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

第八二〇号 昭和三十三年十月二十日受付 日中貿易再開促進等に関する請願

紹介議員 味增工業同組合理事長

この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

第七七七号 昭和三十三年十月二十日受付 鉱業法改正等に関する請願

紹介議員 大坪純一

この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

第七七七号 昭和三十三年十月二十日受付 鉱業法改正等に関する請願

紹介議員 小柳勇君

この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

第七六九号 昭和三十三年十月二十日受付 北九州八幡市地域における地下鉱物資源の採掘に伴い発生する鉱害について

は、「鉱業と公益並びに他産業との調整」の必要を痛感し、鉱業法改正等につき再三請願しているところであるが、

まだ実現するにいたらず、また瀬

板貯水池地下採掘調査委員会の「瀬

貯水池に関する報告書」、北九州水道

組合経営穴生淨水場関係の調査委員会

の報告書も単に仮定と幾多の前提条件

に基く採掘の可能を報告しているばかりで「鉱業と公益、他産業との調整」に關してはなんら言及せず、事態がこ

のまま推移するときは北九州四市八十

万市民の日常生活水の確保、重用諸産業

の保護育成等は、とうてい不可能であ

るばかりでなく、ますます混乱と毀滅

のみちを急ぐことになるから、「鉱業

と公益、他産業との調整」がすみやかにできるよう鉱業法の改正を進められるとともに特別緊急の措置を講ぜられたいとの請願。